

令和3年8月26日

市立小中学校の保護者の皆様へ

草津市長 橋川 渉
草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言に伴う学校対応について

日頃は、学校教育全般に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、8月24日に「まん延防止等重点措置」の適用下における小中学校の教育活動については、一定の制限をした上で実施しておりますが、明日からの緊急事態宣言の発令により、在校時間の短縮による接触機会の低減や飛沫拡散が懸念される給食・弁当の時間の回避をした上で、可能な範囲で子どもへの学習の保障をするために、下記のように特例の日課で教育活動を行いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、子どもが関わる学校生活以外の日常活動においても感染防止に御留意いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 特例の日課

・ 8月27日（金曜）

午前中授業後、下校

・ 8月30日（月曜）～ 9月10日（金曜）

午前中対面授業、給食弁当なし、下校、午後1～2時間のオンライン授業

2. 学校預かり

午後の時間帯で、小学校1年生～3年生および中学生を含む特別な支援を要する児童生徒の中で、家庭で子どもの安全の確保が困難である場合に限り、8月30日（月曜）から学年ごとの通常時の下校時刻までお預かりします。その際には、次の3点に御承諾いただき、別添申込書を学校に提出ください。

- ① 下校時刻や体調不良時に保護者の迎えが可能なこと
- ② 昼食（弁当）、水分補給のための水筒を持参すること
- ③ 各家庭で健康観察を行い、健康状態に問題がないこと

3. 学習の保障

午後の時間帯は、教材等を活用した学習とともに、タブレット端末と充電器を持ち帰り、同時双方向型オンライン授業や授業動画のオンデマンド配信、ウェブサイトを活用した授業等を、1～2時間実施します。使用後は充電して、毎日学校に持ってきてください。

なお、学校預かりの場合は、オンライン授業を学校預かりの教室で受けます。

